入校に関する規約

第１条（申込み条件）

（１）　下記に該当する方は、入校できません。

①　法律で定められた年齢、運転経歴に達していない為、取得しようとする免許の受験資格がない方。
※運転経歴が不明な場合、運転経歴証明書が必要になります。

②　法律に定められた視力に満たない方、色盲の方、聴力、運動能力等に障害があり運転に支障のある方。

③　過去に無免許運転、取消処分のある方。

④　刺青・タトゥー・類似するものをされている方。(種類、大きさ、形を問わず学校判断となります)
爪の長い方、付け爪、スカルプやジェルネイルをしている方。
調光レンズの眼鏡を装着している方
カラーコンタクト（サークルレンズ、ディファイン含む）を装着している方。

※角膜矯正やオルソＫをご利用の方はレンズに色の無いメガネ、コンタクトレンズをご準備下さい。

⑤　指の欠損がある方。

⑥　弊社規定により 60 歳以上の方。

⑦　日常の日本語の会話及び読解ができない方。

⑧　身体に障害をお持ちの方、又は、運転に影響する病気(症状)やケガがある方は予め各都道府県の運転免許センター(運転免許試験場)等の「安全運転相談窓口」にて適性相談をお受けください。
尚、『安全運転相談修了書』は入校時に必ずお持ちください。

※入校時、学校で適性相談が必要と判断した場合ご入校できません。

⑨　必要書類が不備のため、入校手続きに支障のある方。

⑩　第 10 条に該当する方。

⑪　当校が入校に不適切と判断した方。(学校の指示に従えない方。粗暴な言動や大声など他人に迷惑をかける恐れがあるもしくは威圧すると判断した場合)

⑫　上記項目が確認できない場合またはご協力いただけない場合はご入校できません。

（２）　入校後に上記項目に関して虚偽の申請または該当した場合、即時退校となります。

第２条（教習料金と教習料金の変更）

教習料金表のとおりです。料金が変更となる場合にはご通知致します。

第３条（入校成立）

当校への入校成立は、入校申込書に署名捺印をした時点で成立するものとする。

第４条（お客様の義務）

入校後は入校誓約事項及び学校職員の指示・指導に従うこと。

第５条（学校の免責事項）

（１）　お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合においては、弊社は責任を負いません。

①　天災地変、官公庁命令、法令の制定・改廃、その他弊社が管理できない事由により生じる教習の変更もしくは教習の中止。

②　入校時に申込み条件に触れ（適合）入校できなかった場合の交通費。

③　入校時の適性試験・学力テストで不適正となり入校できなかった場合。

④　教習中の事故による損害で弊社が加入する損害保険の補償範囲の限度を超え被った損害。

⑤　自由行動中の事故。

⑥　盗難。

第 6 条（お客様の責任）

（１） お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が本規約、第 5 条の規則等を守らない場合、もしくは守らなかった事により弊社又は他のお客様が損害を受ける恐れがある場合、又は、受けた場合即時退校していただきます。

この場合、入校時お支払いいただいた教習料金は返金いたしません。また、弊社が損害を受けた場合には損害賠償を請求させていただきます。

（２） お客様の故意並びに自己都合、または不注意（病気も含む）による教習の未受講の場合、キャンセル料をお支払いいただきます。

第 7 条（中途解約）

中途解約とは、弊社にて入校手続き及び適性試験（視力検査等）を受けた後、お客様自身の都合で教習を中止した場合をいいます。

第 8 条（中途解約精算方法）

お客様のご都合による途中解約は、教習期限内にご本人又はご本人が委任する代理人の申し出により所定の手続きを行います。それにより返金される料金は、未受講学科料金、未受講技能料金、未受講検定料金となります。(ただし、キャンペーン期間中の入校、教習の進度によってはご返金できない場合、あるいは追加料金を請求する場合がございます。なお、教習期限を経過したものは返金できません。返金方法はご本人またはご本人が委任する代理人が指定する銀行口座へ、手続き完了後 10 日以内にお振込みいたします。(振込手数料はお客様のご負担となります)

第 9 条（最短日数）

免許の種類により、卒業までの最短日数を定めておりますが、お客様の能力によりましても卒業までの日数が異なります。また、天候異変、事故、渋滞で教習ができない場合も卒業が延長されます。

第 10 条（反社会勢力の排除）

（１） 暴力団関係者及び反社会的勢力（「企業が反社会勢力による被害を防止する指針」（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合）参照）に該当する方は入校できません。

（２） 弊社は、入校後申込者が暴力団関係者及び反社会的勢力に該当することが明らかになった場合、直ちに退校していただき一切の返金に応じることは致しません。

第 11 条（その他）

教習開始後（学科 1 受講）、ＭＴからＡＴへ変更した場合、差額分は返金致しません。

第 12 条（個人情報）

個人情報につきましては、庄内橋自動車学校の連絡事項及び情報提供以外には使用致しません。この目的以外の第三者に譲渡、提供することはありません。

付　　則

本規程は令和 8 年 1 月 1 日より施行する。